

刈谷市社協は車椅子を

貸し出しています

刈谷市在住・在宅で、**病気**や**事故**等で**一時的**に身体が不自由になった人や、外出に必要な人に貸し出します。



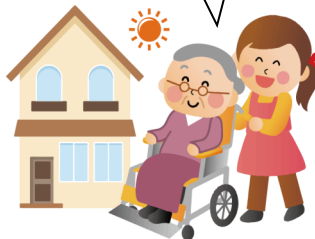
ケガしちゃった



旅行に行きたいけど長距離を歩くのは大変なのよね



刈谷に遊びに来るお父さんのために借りておいてよかった～



病院から一時外出したいわ



介護保険の支給決定までの間が困るなあ

対象にならない人

- ・要介護2以上の人 → 介護保険制度の福祉用具のレンタル (ケアマネジャーへ相談)
- ・身体障害者手帳1級・2級の人 → 障害者総合支援法の補装具費の支給 (市役所2階福祉総務課へ相談)
- ・医療機関に入院している人
- ・福祉施設に入所している人
- ・車椅子を所有している人
- ・その他不適当と認められた人

国の制度が使える人はどちらが優先なのじゃ



期間

3ヶ月以内

期限内にご返却ください。やむを得ず返却が遅れる場合は当協議会までご連絡ください。

費用

無料

貸出し中に破損・汚れ等が生じた場合は、修理・整備等に掛かった費用を申請者様に請求させていただく場合があります。

お願い

シートの色褪せやさびの原因となりますので、直射日光や雨のあたらない場所で保管してください。汚れ等に気が付いたときは取り除いてからご返却ください。

問合せ先

刈谷市社会福祉協議会

事業推進課

事業係

住所
電話

刈谷市下重原町3丁目120番地 (高齢者福祉センター内)
0566-62-6676 (月～土曜日 午前8時30分～午後5時、日祝休み)

北部地区事務所

住所
電話

刈谷市一ツ木町4丁目40番地3 (一ツ木福祉センター内)
0566-25-2045 (月～土曜日 午前8時30分～午後5時、日祝休み)